

鹿児島県条例第45号

鹿児島県県民の日を定める条例

(目的)

第1条 明治百五十年を記念して、県民が、郷土の歴史や文化を見つめ直し、郷土に対する理解と関心を深め、ふるさとを愛する心を育むことにより、自信と誇りを持って、より豊かな鹿児島県を築き上げることを期する日として、県民の日を設ける。

(県民の日)

第2条 県民の日は、7月14日とする。

(県の事業等)

第3条 県は、県民の日の啓発を行うとともに、県民の日を中心として、県民の日にふさわしい事業を行うものとする。

2 県は、県民及び市町村その他の団体に対し、県民の日にふさわしい事業を行うよう協力を求めるものとする。

(使用料等の特例)

第4条 県民の日には、県が設置した公の施設の使用料及び利用に係る料金(以下「使用料等」という。)で規則で定めるものについては、当該使用料等に係る条例の規定にかかわらず、これを免除する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。